米の取扱事業者の皆様へ

# ～精米表示に関する食品表示基準が改正されています～

## 令和４年３月31日までに

## 米袋の一括表示欄の表示事項を「精米年月日」から「精米時期」に必ず変更してください。

＜令和４年３月31日まで使用可＞

| 名　　称 | 精　　米 | | |
|---|---|---|---|
| 原料玄米 | 産　地 | 品　種 | 産　年 |
| | 単一原料米<br>○○県 | ○○ヒカリ | ○○年産 |
| 内容量 | ○ｋｇ | | |
| 精米年月日 | 22.03.01 又は 22.03.上旬 | | |
| 販売者 | ○○米穀株式会社<br>○○県○○市○○町○○　○－○○<br>電話番号　○○○（○○○）○○○○ | | |

＜変更後＞

| 名　　称 | 精　　米 | | |
|---|---|---|---|
| 原料玄米 | 産　地 | 品　種 | 産　年 |
| | 単一原料米<br>○○県 | ○○ヒカリ | ○○年産 |
| 内容量 | ○ｋｇ | | |
| 精米時期 | 22.04.01 又は 22.04.上旬 | | |
| 販売者 | ○○米穀株式会社<br>○○県○○市○○町○○　○－○○<br>電話番号　○○○（○○○）○○○○ | | |

◆　食品表示基準の一部改正により、令和２年３月27日から一括表示欄の表示事項の記載が「精米年月日」から「精米時期」に変更となりました。

◆　すでに製造された米袋を有効活用する観点から、令和４年３月31日まで経過措置期間が設けられていますが、**令和４年４月１日以降、表示事項は「精米時期」への変更が必須**となります。表示事項を変更した新しい米袋の導入をお願いします。

既存の米袋は、
・シールを貼る
・二重線で訂正する
対応も可能です。

◆　同時に、表示内容について、年月旬（上旬/中旬/下旬）表示が可能となっており、この機会に、年月日表示（例：22.04.01）から年月旬表示（例：22.04.上旬）への切替えをご検討ください。

※　同様に「調製年月日」「輸入年月日」はそれぞれ「**調製時期**」「**輸入時期**」に変更する必要があります。

詳しくはこちら

精米表示　検索

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/200414.html

お問合せ先
農林水産省農産局企画課
担当：企画班
直通：03-6738-8964

# 令和３年７月から
# 玄米・精米の表示制度が変わります。

- 農産物検査による証明を受けていない場合であっても、表示事項の根拠資料を保管することで、**産地・品種・産年**の表示ができるようになります。
- 農産物検査証明による、○○ライス確認による等、**表示確認方法**を**任意で表示**できるようになります。
- 生産者名など、**消費者の選択に資する適切な情報**を一括表示枠内に表示できるようになります。

## 表示例

＜農産物検査による証明があるもの＞

| 名　称 | 精　米 | | |
|---|---|---|---|
| 原料玄米 | 産　地 | 品　種 | 産　年 |
| | 単一原料米<br>○○県<br>農産物検査証明による | ○○○ヒカリ | 令和○年産 |

「農産物検査証明による」や「農産物検査済」等の農産物検査法による証明を受けている旨について**任意で表示できる**ようになります。

＜農産物検査による証明がないもの＞

| 名　称 | 精　米 | | |
|---|---|---|---|
| 原料玄米 | 産　地 | 品　種 | 産　年 |
| | 単一原料米<br>○○県<br>○○ライス（生産者名）確認による | ○○○ヒカリ | 令和○年産 |

これまでは、農産物検査法による証明を受けていない場合、品種と産年を表示することはできませんでしたが、産地・品種・産年の表示事項の根拠となる資料を保管すれば当該**産地・品種・産年の表示ができるようになります。**

表示確認方法についても、任意で表示できるようになります。

| 名　称 | 精　米 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 原料玄米 | 産　地 | 品　種 | 産　年 | 使用割合 |
| | 複数原料米<br>国内産 | | | 10割 |

これまでどおり、産地・品種・産年を表示しない場合は、「複数原料米」等、単一原料米でない旨を表示する必要があります。

## Q　どのような根拠資料を保管する必要がありますか。

**A**　産地・品種・産年（又はその一部）を表示する場合、それらの表示が間違いないことを示す資料を保管する必要があります。

製品に使用されている原料米穀について、原料米穀と製品の相互の関係が明らかとなる資料を保管することが必要であり、確実に当該原料米穀についてトレースができない場合は、根拠を示す資料を保管しているとみなされませんので御注意ください。

| 生産段階の資料 | 流通実態に応じた資料<br>（生産段階の資料①又は②に加えて） |
|---|---|
| ①　農産物検査法による証明を受けたものにあっては、農産物検査証明書（輸入品のうち、輸出国の公的機関等による証明を受けたものにあっては、輸出国の公的機関等による証明書）<br>又は<br>②　農産物検査法による証明を受けていないものにあっては、<br>ア　どのような種苗を用いて生産されたかが分かる資料（種苗の購入記録等）<br>及び<br>イ　全体の作付状況等に対する品種ごとの作付状況が分かる資料（水稲共済細目書異動申告書、営農計画書、営農日誌等） | ①　原料米穀について、産地、品種又は産年が記載されている規格書、送り状、納品書、通関証明書（輸入品の場合）等<br>及び<br>②　原料米穀を当該製品に使用した実績が分かるもの（調製、精米及び小分けした米についての指示書、原料受払簿、精米記録、とう精台帳、仕様書等） |

## Q　産地・品種・産年の根拠を確認した方法は必ず表示する必要がありますか。

**A**　産地・品種・産年の根拠を確認した方法（表示確認方法）の表示は、表示責任者が任意で表示することができる表示事項であり、義務表示ではないため、必ず表示しなければならないということではありません。

しかしながら、表示確認方法の表示は消費者の自主的かつ合理的な選択に資する表示事項であることから、表示することが望ましいと考えています。

## Q　消費者の選択に資する適切な表示事項はどのようなものですか。

**A**　令和３年３月の食品表示基準改正で、生産者や販売者が創意工夫し、付加価値として消費者に訴求したい情報を一括表示欄に記載できるようになりました。

具体的には、生産者名、保存方法、分つき米である旨、食味を表す分析データ、品評会等での受賞歴など、消費者が商品を選択する上で参考になる情報が考えられます。

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

**消費者庁　食品表示企画課【問合せ先】03-3507-8800（代表）**
**https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/**

このほか、食品表示基準Q&Aも御確認ください。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms101_210317_11.pdf